

12月定例会初日に庁舎建設調査検討特別委員会の報告が行われました。その内容と同委員会に付託されていた「新庁舎建設の計画を中止し、現施設活用を求める陳情書」についての本会議での討論と採決結果をみなさんにお知らせします。

# 庁舎建設調査検討特別委員会 報告書

平成22年6月定例議会において「庁舎建設調査検討特別委員会」は設置されています。

その目的は、「庁舎建設に関する具体的内容を把握し、議会が客観的な資料に基づき正しく判断できるための調査・研究を行う」ことです。

主な調査・研究内容は

- (1) 庁舎建設と都市計画との関連性について
- (2) 庁舎建設資金の財政シミュレーションについて
- (3) 既存庁舎の活用計画について
- (4) 主要事業との優先順位づけ及び財政シミュレーションについて
- (5) その他関連事項

の5つの大項目と17の小項目からなっています。

このことについて平成22年6月15日から11月26日までの間、9回の委員会を開催し、行政当局から資料の提出、説明、委員との質疑応答をし、その後さらに委員間で協議を行ってきました内容について報告します。

## 1 庁舎建設と都市計画との関連性について

### 1-1 庁舎建設（事務所の位置）候補地選定について

庁舎建設（事務所の位置）候補地選定については、今後の街づくりを考える上で、

・地域の中心的役割を担う行政拠点を形成する必要がある

・庁舎建設用地については合併協議や新市建設計画等で確認されている「新市の庁舎は本庁方式により天王町地内に建設するものとし、位置については昭和町、飯田川町の住民の利便性を考慮し、選定する」ことを基本に選定作業を行ってきた

・新庁舎は地域の拠点として位置づけられる予定であり、建設候補地周辺の環境整備や機能充実により魅力アップを図る必要がある

これらのことから、今後は新庁舎

建設エリアが市の玄関口・顔としてのイメージとしてとらえながら、地域全体が発展する可能性を含んだA、B、C三候補地を選定し比較検討した結果、C候補地を最適格地と決定したものと説明が市からありました。

### 3 候補地の比較内容については

・A候補地は民間会社所有のコンクリート工場跡地であり、地中に大量の構造物が埋まっており、撤去費用が必要で財政負担が大きいと思われる。相手との協議では用地面積約36,500㎡(約11,000坪)全面積取得の場合は8億円と提示されており、必要面積だけの取得の場合は賃貸契約となる旨の条件が提示されている。

地域の発展という観点からみる

と、A候補地の後背地は集団的な優良農地で開発は困難と考えられる。

道路の向かい側はすでに事務所やスーパーが立地しているため、新たな開発の余地は少ないと思われる。したがって新庁舎を建設した場合に隣接する男鹿方向の土地利用が主となることが考えられる。

なお、Aの隣接地は市街化調整区域に指定されているが、都市計画法第34条第11号の導入により開発は可能となる見込みである。

B候補地は市所有のグラウンドゴルフ場（グランパスくらかけ）面積約36,000㎡（約10,900坪）であるが、平成21年実績で約4万人がプレーを楽しんでおり、健康増進や世代間の交流の場、鞍掛沼公園施設との一体性を考慮すれば、代替地が必要である。その場合、およそ2億5,000万円程度の整備費が必要と考えられる。

地域の発展性という観点からみると、B候補地は、公園とA候補地に囲まれ、A候補地と同様に後背地は優良農地、道路向かいはずでに事業所が立地している。このため、サービス施設の立地可能性は候補地Aの活用と同じ方向、男

鹿方向の土地利用となる。

C候補地は医療法人等所有地。面積約21,700㎡（約6,600坪）で庁舎建設面積として適正な範囲内にある。道路を挟んだ向かい側に市有地があり、一体的に使用出来る。民間不動産会社倒産後の競売基準価格は、平成21年7月時点で約3,600万円となっており、実際に購入する場合は、周辺の土地の実勢の売買価格などを参考に交渉することにはなるが、A、B候補地より優れた条件となることが期待されている。

地域の発展性という観点からみると、C候補地は幹線道路からやや離れているが、C候補地の外周に道路を整備することで周囲の開発が可能となる。また、C候補地と主要地方道秋田天王線に挟まれた三角形の市有地を活用できるところで銀行やコンビニ、飲食店等の小規模店舗立地は可能と考えられる。（三角形の土地は第一種、第二種住居地域に指定されており、小規模店舗の立地は可能）さらに、市道追分下出戸線の沿道活用も都市計画法第34条第11号の導入により可能となるので土地利用という面ではA、Bと比較すると、地域

の発展可能性は高いといえる。との市からの説明がありました。

### 1-2 都市計画の進捗状況と庁舎建設について

平成22年度末までに潟上市都市計画マスタープランを策定すべく全体構想、地区別構想の素案を策定中である。

鞍掛沼公園周辺を、新庁舎建設により行政・交流拠点として、新たな拠点形成を図る区域として検討中である。このため、現在、市街化調整区域となっているC最適格候補地（果樹試験場付近）の土地利用については、都市計画法第34条第11号の区域指定を行い、庁舎建設予定地を含む一帯の区域を、あらかじめ事務所等の建設を可能とする土地利用の転換を図る地域とすることを検討している。との市からの説明がありました。

### 1-3 福祉、医療、生活インフラの整備について

商店や医療、金融機関などについては現段階では市主導で出店や誘致の計画はない。道路整備については建設候補地に接続する交差点改良と道路拡幅を計画している。汚水は公

共下水道に接続する。との市からの説明がありました。

### 1-4 人口動態推計について

将来推計人口は平成22年の35,515人から10年後の32年には33,797人に。生産年齢人口（15〜64歳）は平成22年22,087人から32年は18,898人となり、老年人口（65歳〜）は平成22年8,986人から32年には11,271人、将来推計世帯数は平成22年12,961世帯から32年には13,150世帯になる。との市からの説明がありました。

### 1-5 交通の利便性確保について

建設候補地は、国道101号沿線区域であり、利用者のアクセス性や時間的・距離的に最もバランスのとれた市の中心地である。駐車場・駐輪場を確保し、来庁しやすい環境に整備する。高齢者をはじめ交通弱者の方々は、鉄道やバスといった公共機関の利用が多くなると予測される。追分、出戸方面は中央交通「追分線」路線バスの確保、天王、湖岸、二田方面や昭和方面からはマイタウンバ

スの運行、マイタウンバスがグリーンランドまで乗り入れていない飯田川地区と併せ、路線の延長や延伸、増便、路線バス会社との接続も含め可能な限り検討、協議し、利便性を確保したいと考えている。

J R利用者については、二田駅、大久保駅までのマイタウンバスの接続など、可能な限り利便性を確保して参りたい。将来的にはデマンド型乗合タクシーや無料巡回バスの運行など先進地事例の調査・検討を行う。この市からの説明がありました。

委員から、車社会ではあるが、公共交通機関のJ R利用者にとっては厳しい状況にある。どう克服するか、の検討が必要である。交通弱者にとってのバリアフリー化、児童やお年寄りのための歩道や自転車道の整備の必要、道路網の整備も必要ではないか。との発言がありました。

庁舎建設候補地の選定について、平成21年3月策定の「新庁舎建設基本構想」では「庁舎建設にあたっては市民の声を的確に反映しつつ、建設地や庁舎の規模、既存庁舎の利活用等の調査を進める」としておりましたが、市民の参加、市民への情報開示、説明、議会との協議等はなく、

行政内部で検討し決定されたものでした。

言うまでもなく市庁舎建設は、潟上市民の生活のあり方を左右する重要な事業であり、その位置の決定は市民生活に大きな影響を及ぼします。

委員から、合併特例債活用期限の平成26年度まで十分時間があ、基本構想の理念に基づき、候補地の選定にあたっては市民の声を反映させるため、市民も参画する選定委員会を設置し、明確な選定基準を設定しながら候補地を選定すべきである。との発言がありました。

また、庁舎の建設は合併協定にそって早く進めるべきである。あるいはまた、新しい時代に向かい新都市を形成していく段階で、都市計画をベースにした「街づくりの将来像」が、行政当局から明確に示されていない状況にあるが、都市計画のなかでの市庁舎の位置は重要な要素であるので、行政当局も時間にあまり拘束されずに、庁舎建設計画に取り組みべきである。との発言もありました。

さらに委員からは、  
・ C候補地は幹線道路よりやや奥まった場所であるが、向かいに市有地があり有効活用ができること。

都市計画法第34条第11号の導入により庁舎を中心とした新しい街づくりが可能であり、A、Bに比較して開発による発展性も期待できる。

・ C候補地は、土地購入面で経済性があるとしているが、道路から低く、造成等の費用が見込まれる。

・ B候補地はグラウンドゴルフ場の移設費用もかかるのでC案を最適切格地としたことだが、B候補地を庁舎建設地とし、市有地にグラウンドゴルフ場を移設しても費用的には変わらないのではないか。  
・ C候補地は鞍掛の里からケアコン

プレックスと福祉施設があり、公園というのもひとつの福祉エリアである。そこに市庁舎建設ということになると、用途が混在し、整理された都市づくりとは言えないのではないか。

・ B候補地が市のシンボル、玄関口として最も適しているのではないか。

・ C候補地に庁舎を建設すれば市の政治・経済の核となり、都市計画法と市の適切な指導により喫緊の人口減少の課題への対応において相乗効果も期待できる。などの意見がありました。

## 2 庁舎建設資金の財政シミュレーションについて

### 2-1 庁舎建設費

庁舎本体建築面積7,510・9㎡(㎡単価32万円) 24億349万円。

外構工事11,785㎡(㎡単価2万円×11,785㎡) 2億3,570万円。設計管理費1億200万円+地質調査費委託料など、総建築費は28億4,118万8千円となっている。このほかに、現在未定となっている付帯工事費、用地買収費、造成費、備品費等が加算される。と

の市からの説明がありました。

### 2-2 庁舎建設に係る合併特例債の活用計画について

合併特例債の具体的な起債対象面積の積算については、実施設計の段階で積算するが、ここでは職員数・議員数等を参考に算出すると、庁舎建設費(5,389・2㎡×182,270円)9億8,228万9千円、特殊付帯工事(設備)(7,510・9㎡×100,000円)7億5,

109万円。設計監理委託料1億172万6千円。合計額18億3,510万5千円に対する起債充当額95%で、起債可能額は17億4,330万円となる。(なお、外構工事の中でも合併特例債対象に出来るものがあるが、規模と内容を検討する必要がある。起債可能額に外構部分を加えると、ほぼ計画通り18億円程度の合併特例債を活用出来る見通しとなる)

起債償還計画は、20年償還で現在の年利1・63%で計算すると償還

金総額は21億2,970万4千円、うち交付税算入額14億9,079万4千円、鴻上市持出分は6億3,891万円となる。これに土地購入費等の特例債活用可能額が加算されることになる。との市からの説明がありました。

委員からは、積算根拠となる積算基準についての質問がありました。

このことについては、平成22年4月1日付けの総務副大臣通達基準により算定した。との回答がありました。

### 3 既存庁舎の活用計画について

#### ◆昭和庁舎

鴻上市幼保一体化施設基本計画に基づく

1案 昭和認定こども園(仮称)

(財源約2億5,000万円)

2案 昭和認定こども園(仮称)

と昭和公民館別館の複合施設(財源約1億9,951万円)

3案 市文化ホール(財源約6億9,620万円)

#### ◆飯田川庁舎

市有施設を使用している社会福祉協議会統合事務所や土地改良区、湖東森林組合事務所としての

利活用や、民間への売却等を検討。

#### ◆天王庁舎

解体を予定(財源約1,970万円)。

なお、昭和、飯田川、追分地区には窓口機能を存続する。との市からの説明がありました。

委員からは、既存庁舎の活用計画については地域の発展、活性化など地域住民生活と密接な関係があるので、跡地利用計画検討委員会(仮称)等を立ち上げ、地域住民の声を反映させた利活用計画を策定すべきである。との意見がありました。

## 4 主要事業との優先順位づけ及び財政シミュレーションについて

平成22年度から26年度までの5年間の財政シミュレーション(普通会計)と主要事業計画(ハード整備案)が提示されました。

財政シミュレーションは、

22年度

歳入額143億7,500万円

歳入歳出差引額0円、

23年度

歳入額138億4,300万円

歳入歳出差引額2億6,200万円

24年度

歳入額152億4,300万円、

歳入歳出差引額2億2,300万円

25年度

歳入額146億2,800万円、

歳入歳出差引額4億900万円

26年度

歳入額135億8,700万円、

歳入歳出差引額5億5,700万円

財政指標は

・経常収支比率

平成22年度90・8%、

23年度90・7%、24年度91・1%、

25年度90・2%、26年度90・4%

・実質公債費比率

平成22年度14・8%、

23年度14・3%、24年度14・0%

25年度13・3%、26年度12・2%

・財政力指数

平成22年度0・35、

23年度0・34、24年度0・33、

25年度0・33、26年度0・32

主要事業計画は20事業が提示され、5年間で109億1,100万円の投資を見込んでいる。との市からの説明がありました。

委員からは平成22年度から26年度までの主要事業が示され、庁舎建設費総額28億円が平成24、25年度各14億円ずつ計上されているが、庁舎建設に係る全体総額が含まれていない。合併時に123億6,800万円の特例債活用事業計画が示されていたが、合併特例債活用事業とその額が明示されていないため、財政シミュレーションと財政指標との整合性・信頼性に問題があるのではないか。という意見がありました。

また、合併特例債活用期限である平成26年度までの特例債有効活用を

図るため、現在までの活用実態と活用計画を検討する必要があるのでは

ないか。という委員からの意見がありました。

## 5 その他の関連事項

### 5-1 庁舎建設基本計画及び実施計画について

庁舎建設基本計画及び実施計画は、庁舎建設用地が決定してから策定する予定であるが、現在、検討中の内容は基本構想を継承し、新庁舎の敷地利用、配置計画、諸機能など、基本設計に反映すべき諸条件の整理・検討を行う内容で整備する。実施計画は策定しない。基本計画は実施計画内容を含んだ計画とする。この市からの説明がありました

### 5-2 建設計画の今後のスケジュールについて

建設計画の今後のスケジュールについては、建設地が決定した後に正確なスケジュールを作成し議会、市民に周知していきたい。との市からの説明がありました。

### 5-3 現昭和庁舎の本庁舎活用可能性の検討について

現昭和庁舎の本庁舎活用可能性の可否については、その問題点として

1. 執務スペースが細分化されており、作業効率が良くないこと
2. 現在の議場は新庁舎の規模としては小さめで、新たに増築が必要である
3. 駐車場は、必要台数分は確保できているが、分散されるため利用しづらい状況となる。
4. 建設コストについては、支持基盤が深いため、杭工事費の事業費全体に占める割合が大きくなる
5. ランニングコストは、最先端技術の観点から見ると環境配慮型建築ではないため、エネルギーコストに関し総合的に判断した場合、庁舎活用のメリットはないように思われる
6. 増床のため吹き抜け部分に床を張る扱いに関しては、庁舎は鉄骨鉄筋コンクリート構造のため、構造に耐えるだけの鉄骨フレームを挿入する必要がある。鉄骨フレームを挿入するには、場合によっては現在の二階部分の解体も必要。二階に床を張った場合、一階部分

の照明や排煙・空調関係も必要となり、事務組織の再配置を考慮して既存部分の改修を実施する必要もある。予算上は、単純にmあたり30万円から50万円の工事単価と考えても、鉄骨フレームの挿入や解体、柱設置、基礎補強、空調対応など考えると、相当の経費を見込む必要がある。

総合的に考えると、これだけの費用と手間をかけるのは現実的であるとは考えていない。との市からの説明がありました。

### 5-4 分庁舎方式の評価について

評価できない点は、本庁機能が3庁舎に分散し、市民にとっては移動を余儀なくされるケースもあり、不便をかけていること。日常業務においても複数の部門にまたがる場合の業務調整は困難で連絡調整、各種会議などでは3庁舎間を移動するなど非効率、事務効率の向上は望めず業務に停滞を来すものと考えられる。

災害発生時の部局横断的に迅速な対応を求められる場合にも、災害対策に当たる職員が3庁舎に分散しているため、初動体制におくれが出ないか、迅速な指揮命令ができるのか、市民の安全確保が大丈夫か、大きな不安もある。

分庁舎であるが故に維持管理費等の増崇も見られる。各庁舎の修繕費用、耐震化費用、バリアフリー化を進める等多くの費用が見込まれる。職員についても、コミュニケーション不足や一体感の醸成が進まない要因となっている。との報告が市からありました。

# 新庁舎建設の計画を中止し、

## 現施設活用を求める陳情書

団体名 明るい潟上を創る市民の会

事務局 潟上市昭和北野海老瀬沼端百三十八

世話人代表 菅 原 勉

世話人代表 佐々木 俊 則

潟上市総合発展計画の策定にあたって、市長は市民と行政がともに手を携え町づくりをと提言されており、積極的な行政参加をと呼びかけておられます。また、年次計画に基づいて事業は推進されてはおりますが、今後計画されます「庁舎建設」は、社会情勢の不安定な現経済下では、事業実施は棚上げにすべきであると進言するものであります。

そのためには、①3庁舎と1出張所の活用で市民の利便を最優先する事。

②天王庁舎は公民館と合築、新築をする事。

③主たる業務を昭和庁舎で行い、狭隘の分は増築し活用する事。

以上の3点が私どもの提案であります。旧3町が一体の街づくり（面的整備）が確立されるまでは、多額な市債が必要と予測しています。スクラップ・アンド・ビルドの時代ではありません。現有施設は有効活用すべきであります。また、クリーンセンターなど最優先で整備する必要もありませんか。都市計画が決定になれば、街路整備の必要も出てきます。今は、雇用拡大に尽力してもらいたいとお願いしたすものでもあります。

ここに、市民の賛同する署名を添付して陳情いたします。

平成二十二年六月二日

### 新庁舎建設の計画を中止し、現施設活用を

#### 求める陳情書について（委員会報告）

本陳情は総務文教委員会において、参考人を招致して詳細にわたり審査した経緯があることから、このことを十分に尊重し、参考にしながら協議を進めることを確認しています。

委員からは、陳情書を見る限り、建設の中止を求める陳情でありながら、いずれは建ててもかまわないとか、いまひとつ陳情者の真に意図するところがわからないという意見、陳情の中にある分庁方式には賛同しかねるところがあるという意見がありました。

また、陳情者が主張する財政的な不安については、特別委員会において示された資料から判断するとそのようなことはないように思う。市民の過重な負担については人口減の中

での負担は懸念されるので協議が必要かと思うが、財政的な不安はないと判断してもいいと思うという委員の意見もありました。

さらに、特別委員会で調査を進めてきた中で新たに明らかになった事項もあり、その点から陳情の採決の判断材料は揃ったという意見、総務文教委員会の審査結果を十分に尊重するという考えに変わりはないという委員からの意見がありました。

陳情の趣旨は理解できるといふ委員からの意見もありました。

本陳情について採決の結果、不採択とすべきとする委員が多数となり、本委員会では不採択とすべきものと決しました。

## 採決の結果…陳情は不採択となりました

### 不採択

中川 光博・大谷 貞廣・児玉 春雄・藤原 幸作・菅原理恵子  
菅原 久和・伊藤 栄悦・戸田 俊樹・小林 悟・岡田 曙  
佐藤 昇・藤原 典男・西村 武・鈴木斌次郎・堀井 克見  
藤原 幸雄

### 採択

澤井昭二郎・佐藤 義久・佐々木嘉一

# 不採択とすべき討論

17番（堀井克見）

が、行政は施策を展開するものであって、公金を直接的に投入するものではありません。

はじめに、陳情書の社会情勢の不安定な現経済下ではという内容です。陳情者から「米国のリーマンショックに始まり、世界経済、日本経済は深刻な状況にあり、それに気づかないで市政を運営する市長ならびに市議会議員の見識を疑う」という発言がありました。潟上市は、世界・日本経済の影響を受け、庁舎建設を中止しなければならぬような財政状況でありましょうか。「住民一人当たりの借金、公債費比率が改善され、庁舎建設基金の確保にめどが立ち、不測の事態に備えた財政基金も準備できたこと」などの説明が市長からありました。陳情者からは、

財政的などんな問題があるのか具体的な根拠は全く示されませんでした。さらに庁舎建設基金を雇用の確保に活用すべきと主張されています

次に、三つの提案についてですが、一、3庁舎と1出張所活用で市民の利便性を最優先することですが、新庁舎が建設されても、機能を縮小して残すと当局が明言しています。二、天王庁舎は公民館と合築、新築することについては、公民館は築40年を経過しており、施設の整備については、幅広い検討が必要です。三、昭和庁舎が新しいので有効活用してほしいということです。既存庁舎の活用については特別委員会で詳しい活用案が示されています。

さらにはまちづくりが確立するまでは多額な市債が必要と明言されていますが、そのような大規模な事業があると市からは説明はありませんでした。

また、都市計画が決定になれば街路整備の必要も出てきますという主張ですが、建設中止とするような多額の予算規模の整備は想定されていません。

次に、この明るい潟上を創る市民の会が作成し、市内に配布したチラシについてですが、このチラシについては、市長は一般質問の回答で「事実と異なる」と明言をされています。

さらに、「このチラシの配布が陳情書の署名に確実に効果があった」という参考人からの発言です。チラシに間違った内容があれば、市民は間違った判断をしたことになるのです。既にこのチラシに心酔し、チラシと同じ内容を主張して庁舎建設は絶対反対というような市民もあらわれています。チラシの内容が正しいかどうかは特別委員会の報告書と委員会ですされた資料を見れば、賢明なる判断ができます。

また、署名の集め方です。市長の地元、市役所職員、その家族、市から仕事をもらっている業者には行くなど制約をつけています。署名簿を見ると、昭和庁舎周辺の市民からの

ものに偏っており、市民全体の意向とは判断できません。

最後に、「市長は合併協議を重く受けとめ、庁舎建設を進めるべく市政運営に当たっている。庁舎建設を中止したとしても、市民が一枚岩となつて未来永劫発展していくか。」とお尋ねをしたときの発言です。「私は合併には反対であった。昭和の庁舎を使うべきである、そのことを一般質問したこともあった。結局、数で合併することになった。」

「私は庁舎建設には反対であった。天王町が庁舎建設の主張を取り下げるといふことで合併に賛成した。時の千田町長の苦渋の選択を石川市長は何と考えるのか。」との発言です。

陳情の根底にある考え方とすれば、合併そのものが問われる重大な発言であり、真に意図するところはどこにあるのか、発言者が当時の昭和町、飯田川町の町議会議員で、今回の陳情団体の世話人代表であるがゆえに大きな疑問を抱かざるをえません。

陳情者の考え方に懸念事項があり、それを払拭しきれない限り採択することには至らないということです。

# 不採択とすべき討論

1番 (中川光博)

陳情第6号は、市民1, 263名が署名しており、大きな市民運動の一つとしてとらえる必要があります。議会は陳情についての本質を見きわめ、客観的な資料に基づき、厳正に予断を挟まずに判断をしなければなりません。

陳情は新庁舎建設の計画を中止し、現施設の活用を求める陳情でありながら、総務文教常任委員会の質問に対して、将来の建設もやぶさかではない旨答えています。明らかに庁舎建設の有無が問題なのではありません。本質的な訴えは、財政への不安、将来への市民の過重な負担が懸念されることにあるということが明白です。したがって、このことについて客観的な資料に基づき徹底的に審議し、陳情の是非を判断しなければなりません。

第7回特別委員会で、この陳情の本質に迫る財政資料が行政当局より提出され、財政シミュレーション、

主要事業計画、主要財政指標の見通しについて審議がされました。主要

事業計画では、平成26年度までの事業および事業費が年度別に示され、また、主要財政見通しについては經常収支比率90・4%、実質公債費比率12・2%、財政力指数0・32%と指標が示されました。

私はこの結果、庁舎建設、その他主要な事業による財政不安は懸念がないものと判断します。陳情にある財政不安は払拭できるものです。

もう一つの懸念、将来、市民への過重な負担を避けるためには、人口減少時代に突入し、人口増加を前提にした今までの政策が今後しっかりと見直されていくことが必要です。議会もこの加速度的な変化に真っ正面から取り組み、みずから積極的に改革を提案していくことが市民への過重な負担を回避するということに直結するのではないのでしょうか。これらの観点から不採択とするものです。

# 採択とすべき討論

10番 (佐藤義久)

6月議会で、建設反対と指摘されたチラシについて検証してみました。潟上市が庁舎建物で特例債に該当する借りられる金額は10億円位です。特段瑕疵はありません。この陳情書はハッキリと意思表示しております。また、庁舎建設調査検討特別

委員会では昭和庁舎の本庁舎活用の可能性については既存庁舎の増床に言及して①執務スペースが細分化で作業効率が悪い②議場が狭い③駐車場が分散されて利用しづらい④建設コストの杭工費が全体割合で比率が大きい⑤ランニングコストも総合的に判断したら庁舎活用のメリットがない。との市の説明でありました。私は、現施設の活用を提言し分庁を推進してとの市民の声を反映させることも必要ではないか。昭和の現庁舎に全く手を入れないで、別棟の増築ではどうか。など不足の床面積660㎡を精査する必要がありますが、単に2倍の1, 300㎡ほどで

間に合うのだとすれば建築費総額予算4億6, 800万円です。また、当局が新設とする面積7, 500㎡から昭和庁舎の面積を差引3, 900㎡に昭和庁舎建設時の㎡単価、36万円(電気設備関係含む)を乗ざると36万円×3, 900㎡=14億円となります。

庁舎建設調査検討特別委員会で申し上げたことは、これを天王庁舎に置き換えて天王地区に建設し、二極方式で市政運営することが市民の利便性も確保でき「心からの合併」となるものとも思えてなりません。せめて街並み形成が出来るまでは一極集中は避けるべきとの観点から申し上げるものであります。候補地は、地元周辺は歓迎の向きもありませんが、天王地区の市民でさえ評判は今いち、あそこではと考える方が少なくありません。周辺整備、街路など多額の投資、大胆な計画を念頭に十分精査すべきところであります。本陳情の願意は本筋が理解でき採択すべきです。